

○警察職員の職務執行に伴う被害報償制の実施について（通達）

（昭和37年5月29日岡監第117号警察本部長例規）

改正	昭和50年4月岡務第380号・岡監第95号・岡防少第295号・岡保第383号	平成元年8月岡務第1047号
	平成18年3月第68号	平成20年3月第195号
	平成21年3月第195号	平成24年3月岡務第287号
	令和4年3月10日岡務第238号	令和5年2月6日岡務第115号
	令和7年9月22日岡監第245号	

（概要）

警察職員が職務執行に際して蒙った物的損害を報償し、もって勤務意欲の高揚を図るための要綱を定めたものである。

通達の内容は、

- 1 適用範囲
- 2 報償の方法
- 3 手続

等である。